

## 障害者分科会

## 【平成 28 年度の活動報告について】

## 〔重点事業の取り組みについて〕

## 1. 暮らしの基盤づくりについて

障がいのある人が、安定した生活を送ることができるための取り組み

- (1) 加賀市じりつ支援協議会の運営強化として、サービス提供事業所におけるサービスの向上及び均質化を図るため、障がい福祉分野に携わる従事者向け研修会を開催

日 時：平成 29 年 2 月 10 日（金） 10 時～12 時

テーマ：現代社会における高齢者福祉・障害者福祉の現状と展望～障害者差別解消法を踏まえて～

講 師：金城大学社会福祉学部 野村 智宏氏

- (2) 必要な情報を提供するための取り組み

全ての広報折り込みについての点訳の実施

## 2. じりつと社会参加の基盤づくりについて

障がいのある人のじりつと社会参加の体制整備を推進する取り組み

- (1) 働きたい希望を実現させるための取り組みとして、企業等への働きかけを実施

- ① 障がい者雇用における企業側の課題解決のためのセミナーを開催

日 時：平成 29 年 2 月 22 日（水） 13 時 30 分～3 時 30 分

テーマ：障がいのある人の雇用についての支援・サポート体制について

講 師：こまつ障害者就業・生活支援センター 所長 富田 雄毅氏

- ② 障がい者一般就労促進のための PR 事業として、実例等を紹介したチラシを市内企業へ送付  
対象企業：10 人以上 50 人未満の企業 210 社及び障がい者法定雇用率対象企業

（従業員 50 人以上）43 社

## 3. 人にやさしいまちづくりについて

障がいや障がいのある人への先入観や偏見をなくし、障がいのあるなしにかかわらず、お互いの理解を深めていくための取り組み

- (1) こころのバリアフリーを浸透させる取り組みを実施

- ① 障がい者理解の促進のため、引き続き、講演会、広報、市ホームページ等を通じた障がいに関する正しい知識の普及と理解促進するための取り組み

- ・障がい者理解のための講演会

日 時：12 月 4 日（日） 13 時 30 分～15 時 30 分

テーマ：障害者差別解消法はこんな法律～私たちの暮らしに何をもたらすのか～

講 師：日本障害者協会副代表 石渡 和実

- ・ふれてみるいしかわの文化展加賀展・こころふれあうみんなの作品展かが

日 時：12 月 2 日（金）～5 日（月） 障害者週間

会 場：加賀市美術館

作品数：北陸日彫会会員作品 19 点、障がいのある方・家族等の作品 151 点

- ・小学生のための手話教室

対 象：市内 3 小学校 5 クラス（3 年生が主）

内 容：障がい当事者、手話通訳者を講師とした手話教室（1 か所 8 回）を開催

- ・よろしくトーク

日 時：平成 29 年 3 月 11 日（土） 13 時 30 分～15 時 30 分

参加者：各地区社会福祉協議会長、民生委員児童委員、各障がい者団体代表、障がい福祉サービス等事業所、ゆるやかな見守り協力事業者

コーディネーター：金城大学社会福祉学部 内 慶瑞氏

内 容：見守り支え合い制度説明、障がいのある人の理解について、パネルディスカッション

- (2) 障害者差別解消法施行による取り組みを実施

- ① 障がいを理由とする差別に関する相談窓口の開設

- ② 理解・啓発のための講演会の開催（3(1)①のとおり）

③ 職員対応要領の作成（平成 29 年 3 月末予定）

〔障害者分科会の開催〕

第 1 回健康福祉審議会障害者分科会（平成 28 年 6 月 30 日）

- 内容 ① 障がいのある人（子ども）の状況について  
② 加賀市障がい者計画・障がい福祉計画の進捗状況について  
③ 相談支援事業所の委託について  
④ 障がい者差別解消法について

第 2 回健康福祉審議会障害者分科会（平成 29 年 1 月 19 日）

- 内容 ① 加賀市地域生活支援事業の評価について  
② 手話言語条例の制定について

第 3 回健康福祉審議会障害者分科会（平成 29 年 1 月 31 日）

- 内容 ① 手話言語条例（案）について

【平成 29 年度の活動計画について】

〔重点事業〕

1. 人にやさしいまちづくりの推進について

あたりまえの生活ができるまちづくりを目指すため、障がいや障がいのある人についての理解を促進する。

(1) 手話言語条例の制定に伴う取り組み

- ① 手話言語条例推進会議（仮）を立ち上げ、推進計画を作成する。  
② 手話の普及と啓発を図るため、市民を対象とした手話奉仕員養成講座や市職員を対象とした手話講座、市内各小学校での手話教室などを実施する。

(2) こころのバリアフリー推進の取り組みを行います。

- ① 障がい者理解の促進のため、広報、市ホームページ等を通じて、障がいに関するただしい知識の普及と理解促進を実施する。  
② 障がい者差別を解消するための取り組みとして、講演会等を開催し、市民、事業者に向けた普及啓発を行う。

2. じりつと社会参加の基盤づくりについて

障がいのある人の一般就労促進及び福祉的就労充実のための取り組みを実施する。

- (1) 先進的取り組みを行う施設への視察研修を実施する。  
(2) 一般就労促進のための PR 事業として、支援体制や取り組みなどを説明した当事者向けチラシを福祉就労施設等へ配布する。

3. 暮らしの基盤づくりについて

障がいのある人が、安定した生活を送ることができる取り組みを実施する。

- (1) サービス提供事業所におけるサービスの向上及び均質化を図るため、障がい福祉サービスを効果的に利用するために必要な社会資源の活用方法について学ぶ研修会を開催する。  
(2) 加賀市じりつ支援協議会において、相談支援事業等の充実を図る検討を行う。

〔障害者分科会の開催〕

第 1 回健康福祉審議会障害者分科会（平成 29 年 6 月予定）

- 内容 第 5 期計画策定のための基本指針について  
アンケート調査等について

第 2 回健康福祉審議会障害者分科会（平成 29 年 11 月予定）

- 内容 アンケート調査の結果について  
第 5 期計画の方向性について

第 3 回健康福祉審議会障害者分科会（平成 30 年 2 月予定）

- 内容 第 5 期計画の提示について